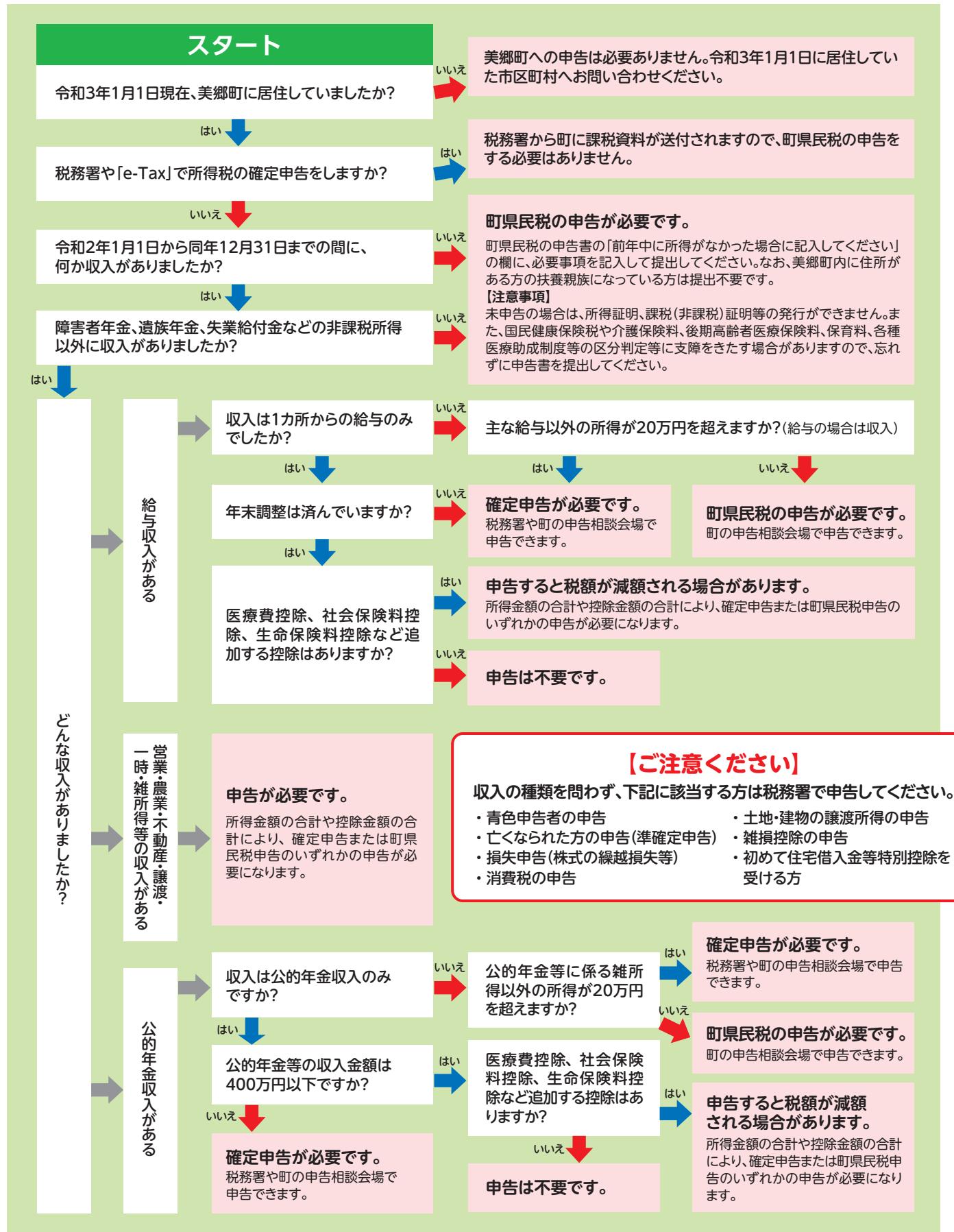


申告フローチャート



*上記フローチャートは申告が必要かどうかの簡易な目安です。申告者の状況によっては、必ずしも当てはまらない場合があります。

お忘れなく

マイナンバー(個人番号)の記載が必要です

記載が必要になる方

申告者本人、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者

番号確認のため、世帯全員のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードをお持ちください。

■本人確認が必要です

マイナンバーの提供を受けるときは、「なりすまし」を防ぐために本人確認が義務付けられています。マイナンバーカード(個人番号カード)や運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。

電子申告には利用者識別番号が必要です

町では、所得税の確定申告の内容を書面ではなく、電子データで税務署に提出しています。昨年度までに町の申告相談に来られた方には、電子申告に必要な「利用者識別番号」を取得していただいているので、その際に交付された利用者識別番号の通知をお持ちください。

また、税務署から「確定申告のお知らせ」のはがきが届いた方は、こちらもお持ちください。

※利用者識別番号未取得の方は、今年度の町の申告相談会場でも取得することができます。

医療費控除を受ける場合は事前に「明細書」への記入が必要です

医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」の添付が必要です。家族全員分を合計するのではなく、「医療を受けた方」「医療機関(病院・薬局)」ごとに支払った医療費を集計し、医療費控除の明細書に記入したうえで、申

告会場にお越しください(領収書のみを持参されても控除できませんのでご注意ください)。

なお、医療費控除の明細書は令和3年1月に各戸に配布する「申告相談のご案内」に同封する予定です。

所得税も住民税も非課税の場合、医療費控除の申告は必要ない場合があります。
(例) 年金収入のみの65歳以上の方で、年金収入額が148万円未満の方 など

■医療費控除とセルフメディケーション税制の比較

	医療費控除	セルフメディケーション税制
控除対象となる費用	申告者と、申告者と生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費	申告者と、申告者と生計を一にする配偶者その他親族のために購入したスイッチOTC医薬品
所得控除額	1月から12月までの1年間に支払った医療費の総額から①と②を引いた額 ①保険金などで補てんされる金額 ②10万円 (総所得金額等が200万円未満の場合は総所得金額等×5%) ※控除限度額は200万円	1月から12月までの1年間に購入したスイッチOTC医薬品の総額から①と②を引いた額 ①保険金などで補てんされる金額 ②1万2,000円 ※控除限度額は8万8,000円
申告時の添付書類	医療費控除の明細書 ※医療保険者からの医療費通知を添付書類として使用できます(医療費通知に記載のない医療費については領収書に基づき「医療費控除の明細書」を作成してください)。	・セルフメディケーション税制の明細書 ・人間ドックやがん検診の領収書または結果通知書などの一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類

※医療費控除とセルフメディケーション税制は同時に適用できません。どちらか一方のみ適用可能です。

※国民健康保険の医療費通知も添付書類として使用できますが、令和2年11月から同年12月診療分の医療費通知は令和3年3月に発送予定のため、この期間の医療費については領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。
※各種明細書は町税務課に備え付けているほか、国税庁ホームページからもダウンロードできます。